**インターンシップに関する覚書**

　【受入企業　　　　　　　　　　】（以下「甲」という）と【学生所属校　　　　　　　　　　】（以下「乙」という）は、下記の学生を対象とするインターンシップの実施について、次のとおり覚書を締結する。

**１．受入条件**

|  |  |
| --- | --- |
| 学生氏名 |  |
| 実施内容または担当部署 |  |
| 実施期間 | 年　　月　　日　　　～　　　年　　月　　日　 【実働　　　日間】 |
| 実施時間 | 時　　　分　　　～　　　時　　　分　　【実働　　　　時間】（上記うち休憩　　　時　　分　　　～　　　時　　分） |
| 時間外の実施有無 | 無　 ／　 有　 ⇒　 （詳細：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 交通費補助 | 無　 ／　 有　 ⇒　 実費　／　定額 （上限　　　　円） |
| 食事補助 | 無　 ／　 有　 ⇒　 現物　／　実費　／　定額 （上限　　　　円） |
| その他 |  |

**２．実施における諸条件**

（１）甲は本インターンシップの実施に必要な指導および監督を行いながら、上記のインターンシップ参加学生（以下「学生」という）に就業体験の機会を与えることとする。なお、実施内容について乙は甲に一任する。

（２）甲は従業員に比して、学生へ過度な負担や責任を課さないようにするとともに、安全衛生等の指導を徹底する。

（３）本インターンシップを円滑に実施するため、甲は乙および学生へカリキュラムを事前に提示しなければならない。

（４）本インターンシップで知り得た学生の個人情報について、甲は個人情報保護法に従い、終了後は適切な方法で保管・消去するものとする。

（５）本インターンシップの実施に際し、学生は甲の就業規則を遵守するとともに、業務遂行にあたっては甲の指導、助言等に従わなければならない。

（６）本インターンシップ期間中の事故や災害等により学生が傷害を負った場合は、乙または学生自身が加入する【　　　　　　　　　　保険】により対応する。また、同期間中に学生が甲および第三者へ与える損害に備え、乙または学生自身は【　　　　　　　　　　保険】に加入する。

（７）学生は本インターンシップで知り得た情報（公開されていないもの）を漏洩してはならない。乙はその旨、事前指導を徹底する。

（８）本覚書に違反する行為が生じた場合、甲乙協議のうえ本インターンシップを打ち切ることができる。

（９）本覚書に記載のない事項、または本覚書の各事項に生じた疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　受入企業名称

責任者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　学生所属校名称

責任者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印